

発行/加茂市役所
〒959-1392 新潟県加茂市幸町
2丁目3番5号
TEL 0256-52-0080
FAX 0256-53-2729
ホームページ
http://www.city.kamo.niigata.jp
E-mail
kamo@city.kamo.niigata.jp
編集/総務課
印刷/株小野塚印刷所

お知らせ版

百年に一度の唯一の好機！ 新加茂病院に産科の個室20室を確保しました！
新加茂病院の隣りに病児保育園を確保しました！ お金は加茂市と田上町が負担！
この二つこそ絶対必要な少子化対策！ 産科の個室が1つでは、医師も妊婦もやって来ず、産科は実現しません。

第36回市民カラオケ大会 第12回加茂川ブルース・加茂川慕情 全国大会 出場者を募集



カラオケ
大会一般部
門では40人
(組)程度、
加茂川ブル
ース・加茂
川慕情全国
大会部門で
は各15人程
度を募集します。

毎年行われる加茂川ブルース・加茂川慕情全国大会には、県内各地から極めてレベルの高い方が参加しております。
今年大会にも多数の皆様のご応募をお待ちしております。
日時 10月9日(月・祝) 正午開演
審査員 山岸之起先生
出場料 1人4千円(申し込み時に納入)
出場資格 ▼一般部門(楽曲自由) 16歳以上の加茂市・田上町在住、または加茂市に通勤通学している人。
▼加茂川ブルース・加茂川慕情 全国大会部門 16歳以上の人(加茂市以外の人でも可)。

子どもたちを水や 花火の事故から守ろう



その他 加茂川ブルース・加茂川慕情のCDやテープは、商工観光課、文化会館等で発売中。
申し込み 8月1日(火) 午前9時~31日(木) 午後5時までに文化会館(☎53-0842)へ。
※定員になりしだい締め切り

毎年夏になると水の事故が増加します。子どもたちが安全に楽しく夏を過ごせるよう、事故防止を心がけましょう。
■水難事故防止のポイント
① 幼い子どもから目を離さない。子どもだけで水辺では遊ばせない。
② 泳ぐ前は準備体操を行い、休憩は定期的にとりましょう。
③ 危険と思われる場所や、遊泳禁止区域では泳がない。
④ できるだけ1人では泳がない。
河川の場合 ▼1人で遊ばず、必ず複数で遊びましょう。

▼サンダルは脱げやすいので、ウォータースhoe、リバーシューズなど、濡れても脱げにくい靴を履きましょう。
「川の水が急に増える」次のサインに注意

▼水の流れてくる方向の空に黒い雲が見えたとき。▼落ち葉や流木、ごみが流れてきたとき。
▼雷が鳴り始めたとき。▼雨が降り始めたとき。

■水の事故が起きたら
① 近くの人に助けを求め、消防署などに救助を要請する。
② 泳いで助けに行くのは最後の手段です。

また、単独で救助を行うと自身が溺れる危険があります。背が立つところ以外の場所では不用意に飛び込まず、周囲の人と協力し、浮き輪や竿、ロープなどを使って救助を行いましょう。

■花火をするときの注意
① 子どもだけの花火は危険。大人がしっかりと見ていきましょう。
② 花火を人に向けたり、燃えやすい物の近くでは行わない。

もしもの場合に迅速に対応できるように、講習を受けて、応急手当の技術を習得しましょう。

休日当番医

9:00~17:00

月日	当番医	☎
7/23(日)	大谷内科医院	52-0236
30(日)	鷲塚内科医院	52-2054
8/6(日)	田上診療所	57-5015
11(金・祝)	さくらクリニック	52-9511
13(日)	星野内科医院	41-4141
15(火)	徳友医院	53-0167



■やけどをした場合
① すぐ患部に水道水をかけ、10分~30分間冷やす。服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさず直接水をかけましょう。
② 病院へ行く場合は、ガーゼや清潔なタオルなどで患部を包み、何も塗らないでください。また、水泡がある場合は、破らないように注意しましょう。
③ 自宅で処置できる軽度なやけどは、消毒などを行い、痛みがなくなるまで包帯などの上から冷やしましょう。
問い合わせ 加茂地域消防署 (☎52-1770)

前号の第60回総合体育大会日程でのなかで「サッカー」の締切日が違っていました。正しい締切日は「サッカー」▼シニアの部・高校一般の部が8月25日、「サッカー」▼フットサルの部（ファミリーの部）・フットサルの部（一般の部）が2月28日」でした。おわびして訂正します。

国民年金保険料の免除、猶予制度

所得が少ない等の理由で国民年金保険料の納付が困難な人のために、申請・承認されると保険料の納付が免除、猶予される制度があります。

- ① 保険料免除制度 全額免除と一部納付（4分の1、半額、4分の3納付）の制度があります。
- ② 納付猶予制度 50歳未満が対象の納付猶予制度と学生対象の学生納付特例制度があります。

いずれの制度も原則として、前年所得を基準として審査されますが、退職（失業）等の理由で承認される場合もあります。

承認期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な資格要件（支給資格期間）に算入されます。ただし、10年以内に免除期間の保険料を追納しないと、年金額は通常に収めた分に比べ減額されます。また、納付猶予期間は追納しない限り年金額に反映されません。

申請は年度ごとに 免除制度の承認期間は7月～翌年6月までが1年度です。今まで免除申請を行って、引き続き7月以降も免除を希望する人は再度手続きが必要（年金事務所から「継

続審査申出受付済み」の通知があった人は不要）です。

年金手帳、印鑑、失業中の人は雇用保険受給資格者証または離職票の写しをお持ちください。また、申請日から2年1か月前の月分まで遡及して申請することが出来ます。

保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある人はご相談ください。

問い合わせ 市民課国民年金係（☎内線113）

訪問看護ステーション看護職員（市正職員）募集



病気や事故等で、寝たきりの状態または寝たきりになる心配のある人のお宅に訪問し、看護サービスを提供するなどの業務を行います。

採用予定人数 1人
受験資格 看護師免許取得者（准看護師を除く）で普通自動車免許を有する人。

※年齢不問。
試験 作文、面接試験
※試験日は応募者に後日連絡。
提出先・問い合わせ 受験申込

提出先・問い合わせ 受験申込

越後杉で家づくり 住宅建築に助成



身近な森林の木を木材として活用することで、森林は若返り、より良い森林へと再生していきます。県では「ふるさと越後の家づくり事業」で新潟県産の杉「越後杉ブランド認証材」を使用した住宅建築に助成をしています。

認証材の使用量に応じた補助金に加え、県産畳、瓦使用などで加算があり最大 99 万円の補助金が支給されます。

詳しくは長岡地域振興局林業振興課（☎0258-38-2572）または新潟県の農林水産業ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/norin.html>）をご覧ください。

加茂美人の湯 臨時職員募集

募集職種 フロント係、館内清掃係、浴槽清掃係

採用予定人数 各職種1人
受験資格 特になし
勤務時間および賃金

- ① フロント係：午前9時～午後5時30分は時給790円。午後5時～10時は時給850円。
- ② 館内清掃係：午前7時30分～10時と午前10時～午後5時は時給770円。午後5時～10時は時給820円。
- ③ 浴槽清掃係：週3回（月・水・金）午後9時30分～11時ころまでは時給560円。週1、2回午後6時～10時ころまでは時給820円。

選考 書類選考後、面接試験
提出先 市販の履歴書に必要事項を記入し、福祉事務所（☎内線17）または市民福祉交流センター（☎41-4122）へ。

ホームヘルパーを募集

書（履歴書）に必要事項を記入し、看護師免許証と普通自動車免許証の写しを添付して総務課人事係（☎内線333）へ。
受験申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

採用予定人数 3人程度

受験資格 昭和33年4月2日以降生まれで次の資格がある人。

- ① 介護福祉士または介護職員初任者研修修了者（旧ヘルパー2級以上の資格取得者）。※資格がない人は資格取得後に採用。
- ② 普通自動車免許を有する人。

勤務先 加茂市ホームヘルパーステーション

待遇等 月額16万円以上、賞与、社会保険制度あり（社会福祉法人加茂福祉会就業規則、給与規則による）。

児童厚生員を募集

試験 作文、面接試験
※試験日は応募者に後日連絡。
提出先 市販の履歴書に必要事項を記入し、介護福祉士登録証または介護職員初任者研修の修了証と普通自動車免許証の写しを添付して加茂市介護・看護支援センター（第二平成園内、☎41-4032）または総務課人事係（☎内線333）へ。

採用予定人数 1人

受験資格 次のいずれかに該当する人。

- ① 保育士もしくは教員免許、社会福祉士資格を持っている人。
- ② 高校卒業以上で児童福祉事業に2年以上従事した人。

報酬 月額11万1千100円
勤務先 南児童館（予定）
勤務時間 平日は放課後から午

後6時30分。土曜日と長期休暇中は午後1時～6時30分。
勤務しない日 学校休業日等
選考 面接試験
※試験日は応募者に後日連絡。
提出先 7月31日（月）までに市販の履歴書に必要事項を記入し福祉事務所（☎内線17）へ。

(3)

AKARIBAで歌おう 歌姫・歌王子 募集



AKARIBAで歌を披露してくれる、小中学生の歌姫・歌王子を募集します。自慢の曲で挑戦してみませんか。

最終的に5人を選び、9月16日(土)に加茂山公園野外ステージで歌っていただきます。

選考日 7月29日(土) 午前9時から

会場 たばたスタジオ(前須田315)

その他 歌う曲は採点機能付きカラオケで80点以上とします。

なお、選考日に曲のカラオケ

を持ってきてください。

申し込み・問い合わせ 7月25日(火)までに、たばたスタジオ

オ・バンドマン・ネットワーク(☎47-1130)へ。

ながいき川柳 句題「秋」



ながいきストリート逸品フェアでアーケードに掲示(10月1日~11月5日)する川柳を募集します。

句題は「秋」です。スポーツの秋、食欲の秋、秋にまつわる言葉を、5・7・5にまとめて

応募してください。

応募方法 1人2句以内。はがき裏面に必要事項を楷書で記入し、「応募ください(フアックス、持参も可)」。

必要事項 投稿句、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号

申し込み・問い合わせ 8月20日(日)までに加茂市商店街協

同組合(〒959-1351 仲町1-34、☎52-0775、FAX53-3434)へ。

※入賞者には加茂市商店街共通商品券を進呈。

新潟経営大学公開講座

開催日/テーマ(講師)

大人の桐木工教室と 親子による桐木工教室

親子による桐木工教室

■第20回大人のための桐木工教室
室 伝統工芸士から教えてもらい桐のツールを製作します。

日時 8月19日(土) 午前9時~正午(午前の部)、午後1時30分~4時30分(午後の部)

参加費 5千円

募集 6人(18歳以上)

締め切り 8月12日(土)

※応募多数の場合抽選。

自衛官採用試験

3、4月採用

①自衛官候補生 任期制自衛官(陸上・海上・航空)

②一般曹候補生

③航空学生(海上・航空)

④募集資格 18歳以上27歳未満

⑤募集資格 ▼海上要員 18歳以上23歳未満

⑥航空要員 18歳以上21歳未満

⑦受付期間 9月8日(金)まで

⑧資料請求・問い合わせ 自衛隊新潟地方協力本部加茂地域事務所(☎52-5222)

⑨※詳しくは自衛隊新潟地方協力本部ホームページ(http://www.mod.go.jp/peo/nigata/)

職人から教えてもらいながら最初の1時間は桐小物を製作し、その後は自由に工作します(参加費無料)。

日時 8月27日(日) 午前9時~正午(午前の部)、午後1時30分~4時30分(午後の部)

募集 小学生とその保護者10組

締め切り 8月24日(木)

※先着順

会場・申し込み いずれも有限会社茂野タンス店(田上町原ヶ崎30-1 ☎57-3610、http://www.kanono.com/)へ。

10月2日(水)、17日(木)の午前10時~正午

会場 税理士会三条支部事務所(三条市旭町)

無料税務相談 内容 税金に関すること全般

予約・問い合わせ 前日までに税理士会三条支部(☎33-0380)

みんなが主役 男女共同参画 フォトコンテスト



男女共同参画を身近なものとして感じられるような写真を募集します。応募規定など詳しくは新潟県ホームページ(http://www.pref.niigata.lg.jp/bosyu_list.html)をご覧ください。

題材 家庭、職場、地域で性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、いきいきと活動している様子。

信濃川・大河津分水写真コンテスト

信濃川と大河津分水が題材の写真を募集。

応募部門 ①信濃川下流部門②信濃川中流および魚野川部門③大河津分水部門④ジュニア部門

対象 一般のアマチュアに限る。

応募要領 ▼四つ切り(ワイド可) 銀塩プリント。合成写真、組写真は不可(ジュニア部門のみA4サイズインクジェットプリント可)。

▼応募作品裏面に(氏名、年齢、住所、電話番号、応募部門、題名、作品返却、撮影場所、河川名)を記入した応募票を貼付。

市立図書館夏休み中の臨時開館日 7/18(火)、24(月)、31(月)、8/7(月)、11(金・祝)、14(月)、21(月)、28(月) 開館時間 午前9時~午後6時
利用できる場所 1階閲覧室と2階学習室(貸し出し、視聴覚機器、インターネット利用は不可) 問い合わせ 市立図書館(☎53-3500)

家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

毎日食べる家庭の食事にも、食中毒発生の危険が潜んでいます。
 家庭で起こる食中毒は、発症する人が少なかったり、症状が軽かったりすることが多いことから、風邪や寝冷えと思われがちです。
 また、食中毒とは気づかれず重症化することもあります。
 以下の6つのポイントに注意して、食中毒予防を心がけましょう。



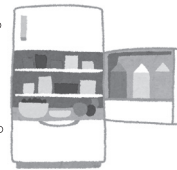
①購入

- ★消費期限などの表示を確認する。
- ★肉や魚はそれぞれ分けて包む（保冷剤(氷)などがあると良い)。
- ★購入したら寄り道しないで、まっすぐ帰る。



②保存

- ★要冷蔵（凍）品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵（凍）庫に入れる。
- ★冷蔵庫の詰めこみ過ぎに注意（目安は7割程度）。
- ★冷蔵庫は10℃以下に、冷凍庫は-15℃以下に維持。



③下準備

- ★こまめに手洗い。
- ★食材もよく洗う。
- ★タオルやふきんは清潔なものに交換。
- ★冷凍食品の解凍は冷蔵庫で。
- ★ゴミはこまめに捨てる。



④調理

- ★食品を冷蔵庫から出したら、すぐに調理する。
- ★加熱は十分にする。特に肉や魚などは、中まで火が通っているか確認を！
- ★調理中の肉や魚の汁が、調理済みの食品にかからないようにする。



⑤食事

- ★食事の前にしっかり手洗い。
- ★清潔な器具を使い、清潔な食器に盛り分ける。
- ★長時間室温に放置しない。



⑥残った料理

- ★清潔な器具、容器で保存する（早く冷えるように小分けにする）。
- ★温めなおすときは十分に加熱する（目安は75℃以上）。
- ★時間が経ちすぎたり、ちょっとでも怪しいと思ったら、思い切って捨てる。



食中毒予防の3原則 食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」

(厚生労働省「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」参考)

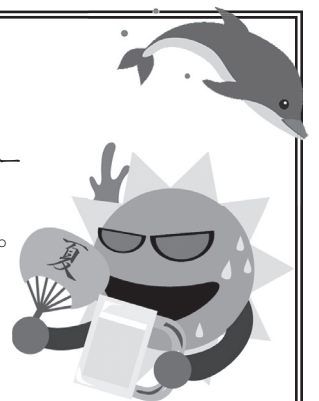
夏本番 みんなで 熱中症の対策を!!

熱中症は、適切な予防をすれば防ぐことができます。7、8月は熱中症の発生がピークになります。

急に暑くなった日は、特に注意をしてください。室内にいるときも注意が必要です。

■熱中症対策で注意すること

暑さの感じ方は人によって異なります。自分の体調の変化に気をつけましょう。まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけあうことが大切です。節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないように注意をしてください。



熱中症の応急手当

- 涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる。
- エアコンをつけたり、扇風機、うちわなどで風をあて、体を冷やす。
- 飲めるようであれば、水分を少しずつ飲ませる。
※自力で水が飲めない、または意識がない場合は、直ちに救急車を呼びましょう。



熱中症予防の5つの声かけ

- ①温度に気を配ろう
- ②声をかけ合おう
- ③飲み物を持ち歩こう
- ④休息をとろう
- ⑤栄養をとろう

[消費生活情報 第64号]

市役所職員を装った不審な電話にご注意ください！！

『市役所保険課の〇〇』などと名乗って、「お金が戻ってきます。これから手続きに伺います」という電話があったという相談が市へ寄せられています。

「締切が過ぎている（又は締切が今日までだ）が、最寄りのATMで操作をすれば受け取れる」などと言って手続きを急がせようとする事例もありますが、これらは典型的な還付金詐欺であると考えられます。また、市から本人・家族へこのようにATMを操作させたり、自宅へ訪問し手続きをすることはありません。

このような電話があった場合には、即答を避け、一度電話を切ってから市役所の担当課へご確認ください。

【困ったときの相談窓口】

消費者ホットライン**188** (イヤヤ)

※最寄りの消費生活センターなどの相談窓口につながります

～またはご相談は下記まで～

加茂市商工観光課消費生活相談窓口

☎ 0256-52-0080 (内線 132)

新潟県消費生活センター

☎ 025-285-4196 (相談専用電話)

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるように、日ごろから収入に応じてお金（国保税）を出し合い、みんなで助け合う制度です。

国保は医療保険の一つとして加茂市が運営し、職場の健康保険加入者とその扶養家族、後期高齢者医療制度加入者、生活保護を受けている人などを除いて、すべての人が国保に加入します。

国保の保険証更新

8月からは空色

国保の保険証（国民健康保険被保険者証）を8月に更新します。新しい保険証は「空色」です。

世帯の分をまとめて世帯主宛てに郵送しますので、内容を確認し大切に保管してください。

・資格がなくなったら届け出を職場の保険に加入したときや他の市町村へ転出する場合は、必ず届け出て保険証をお返しください。

ださい。

・学生 市外に住所を移している学生は、特例で加茂市の国保の保険証を交付します。

在学証明書または学生証の写しを添付し、市民課の窓口へ申請してください。

■有効期限 通常、保険証の有効期限は毎年7月31日ですが、次の場合は有効期限が別に定められています。

・退職者医療の対象者は64歳まで 退職者医療制度に該当している人とその被扶養者で、65歳になる人の保険証の有効期限は

誕生月の月末までです。

対象者には、有効期限が切れる前に一般の保険証をお届けします。

・70歳になる人には兼高齢受給者証 70歳に達している人（以下高齢受給者。ただし、後期高齢者医療制度の対象者は除く）の保険証は高齢受給者証を兼ね、その人の負担割合が記載されています。

高齢受給者となるのは70歳の誕生月の翌月（1日生まれの人 は誕生月）からです。

新たに70歳になる人の保険証は、有効期限が誕生月の月末

（1日生まれの人 は前月末）までです。

対象者には、有効期限が切れる前に一部負担金の割合が記載された新しい保険証（兼高齢受給者証）をお届けします。

・75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に 新たに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までです。

75歳になると「後期高齢者医療制度」に加入するため、75歳の誕生日までに後期高齢者医療制度の保険証をお届けします。

■退職者医療制度

65歳未満の国保加入者のうち、会社などを退職して、年金（厚生年金や共済年金）を受けられる人とその被扶養者は「退職者医療制度」の保険証により、医療を受けます。

退職者医療制度は、本人の自己負担と保険税のほかは、職場の健康保険などが出し合う拠出金を財源とします。

なお、平成27年4月からは退職者医療制度の新規適用はありませんが、平成27年3月までに対象となった人は、引き続き65歳に達するまで対象となります。

対象者は、次の条件のすべてに当てはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者です。

▼退職被保険者本人
① 65歳未満の国民健康保険加入者。

② 厚生年金保険や各種共済組合の年金制度から老齢（退職）年金を受けられることができる人で、これらの制度の加入期間が20年以上もしくは40歳以後の加入期間が10年以上ある人（雇用保険受給者、若年停止者を除く）。

▼被扶養者（扶養家族） 退職被保険者と生活を共にし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人。
① 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁含む）と三親等以内の親族、または配偶者の父母と子。

② 65歳未満の国民健康保険加入者。
③ 年間収入が130万円（60歳以上や障害者は180万円）未満の人。

保険証の切り替えには年金証書（加入期間が書いてある証書）と国民健康保険証が必要です。

後期高齢者医療制度の保険証も8月に更新

後期高齢者医療制度の保険証が更新されます。8月からの保険証は「ページジュ」で、個人宛てに郵送します。

(7)

高額療養費制度

医療費は自己負担限度額まで



■70歳未満
 国保加入者の医療費が高額のときに、一つの医療機関の窓口での支払い、高額療養費の自己負担限度額までで済みます。高額療養費の限度額は所得によって複数の区分があり、医療機関の窓口でその区分に応じた限度額を適用させるためには「限度額適用認定証」が必要です。

と、負担が限度額までとなりません。また、複数の医療機関への支払いで自己負担限度額を超える場合は、いったん3割分を支払い、後から申請すると自己負担限度額を超えた分が支給されます。

■70歳以上《平成29年8月から限度額変更》
 70歳以上75歳未満の人は、個人単位（外来のみ）と世帯単位（外来・入院）でそれぞれ自己負担限度額が設定されています。

入院や通院で自己負担が高額になるときは、あらかじめ健康課で申請してください。認定証を医療機関に提示する

負担限度額が設定されています。

○70歳未満

回数	3回目まで	4回目以降※1
所得区分		
上位所得世帯※2 総所得金額901万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	140,100円
上位所得世帯 同600万円～901万円	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円
一般世帯 同210万円～600万円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
一般世帯※3 同210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。
 ※2 所得の申告がない場合も上位所得世帯（総所得金額901万円以上）とみなされます。

○70歳以上75歳未満

区分	外来（個人）	外来+入院（世帯）
現役並み所得者（3割）	（7月まで） 44,400円 （8月から） 57,600円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% ※4回目以降は 44,400円
一般	（7月まで） 12,000円 （8月から） 14,400円 ※年間上限 144,000円	（7月まで） 44,400円 （8月から） 57,600円 ※4回目以降は 44,400円
低所得者Ⅱ		24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

70歳以上75歳未満の所得区分

・現役並み所得者（3割負担） 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の、70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。

ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請により2割負担（昭和19年4月1日以前生まれは1割負担）となります。

・低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。

・低所得者Ⅰ 世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

入院時食事代 標準負担額（1食当たり）

一般（下記以外の人）	360円	
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ （70歳以上）	90日までの入院	210円
	90日超の入院（過去12か月の入院日数）	160円
低所得者Ⅰ（70歳以上）	100円	

※住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ、Ⅱ）の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。健康課の窓口にお申し出ください。

限度額適用認定証

有効期限は7月未まで

現在持っている「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。

引き続き必要な人や、新たに認定を受ける人は、健康課国民健康保険係で更新の手続きをしてください。

・限度額適用認定証
 対象者 70歳未満で医療機関での負担が限度額を超える人
 必要なもの 保険証、現在持っている認定証（更新の場合）
 ・限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者 住民税非課税世帯に属する人
 必要なもの 保険証、現在持っている認定証（更新の場合）、長期入院該当者は90日を超える入院を証明できるもの（領収書など）

入院時の食事減額



入院時の食事負担額は1食360円です。

ただし、住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人は、1食210円（過去12か月の入院日数が90日超の場合は160円、70歳以上で所得が0円の世帯の人は100円）に減額されます。

後期高齢者医療制度の平成29年分保険料 7月中旬に個別に保険料額決定通知書でお知らせします。保険料は、所得割（基礎控除後の前年中の所得の7・15%）と均等割（1人当たり3万5千300円）の合計で算定します。 **問い合わせ** 健康課国民健康保険係（☎内線163）、新潟県後期高齢者医療広域連合（☎025-285-3221）

国保特別会計は

14年連続の赤字

平成28年度の加茂市の国保加入者1人当たりの年間国保税（医療分+後期高齢者支援金）は、8万2千822円、1世帯当たりでは13万7千247円でした。

前年度に比べ、1人当たりでは10・0%の増加、1世帯当たりでは7.3%の増加でした。

一方、1人当たりの年間医療費は36万3千262円で、内訳は国保一般が36万5千905円で、前年度比4.1%の増加、退職が29万9千318円で、前年度比21・6%の減少となりました。

国民健康保険特別会計の収支状況の支出では、全体の96%、約34億9千800万円が皆さんの医療費などの支出に充てられています。

	金額 (千円)	割合 (%)
国民健康保険税	577,555	17.0
国庫支出金	691,557	20.4
療養給付費交付金	88,371	2.6
前期高齢者交付金	839,314	24.7
繰入金	297,114	8.8
繰越金	0	0.0
その他	899,647	26.5
計	3,393,558	100.0

	金額 (千円)	割合 (%)
総務費	66,181	1.8
保険給付費	2,027,536	55.9
後期高齢者支援金	358,552	9.9
介護納付金	138,598	3.8
共同事業拠出金	694,663	19.1
その他	64,599	1.8
前年度繰上充用金	278,807	7.7
計	3,628,937	100.0

また、これらを賄う収入は、皆さんから納めていただく国保税や国からの負担金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金や一般会計からの繰入金などとなっています。

国保特別会計は、平成15年度から赤字が続いており、28年度は2億3千500万円余りの赤字決算となる見込みです。

医療費を抑えるために

国保は高齢者の加入割合が高く（60歳以上加入者が63%）、医療費の増加や国保税の負担能力など、制度の維持、運営に大きな影響を与えています。

医療費を大切に使うため、みんなでお医者さんの上手なかかり方を心がけましょう。

国保税は、国保に加入している世帯員の分をまとめて世帯主から納めていただきます。国保税は、国保を運営するうえでとても大切な財源です。未納や納め忘れなどがあると、国保財政は苦しくなり、十分な給付ができなくなります。納期限までに納めるようご協力ください。納期は7月から翌年3月までの9回です。

▼納付はいつから 国保税は他の市町村から転入してきたときや職場の健康保険などをやめたときなど、国保の資格を得た月の分から納めていただきます。届け出をしたときからではありませんので、ご注意ください。

また、国保に加入している世帯主や世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則として年金からの天引きによる特別徴収で納めていただきます。

平成29年度 加茂市国民健康保険税率

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分※1
所得割※2	7.40%	2.10%	2.45%
資産割※3	19.78%	7.80%	—
均等割※4	29,400円	9,600円	13,420円
平等割※5	20,600円	5,400円	—
賦課限度額	540,000円	190,000円	160,000円

世帯主に対して課税し、年度途中での加入・脱退は月割りで計算します。▼※1 40～64歳のみ。▼※2 前年所得から33万円を控除した基礎額に割合を乗じ算出。▼※3 今年度固定資産税額に割合を乗じ算出▼※4 1人当たり ▼※5 1世帯当たり

ハシゴ受診はやめましょう お医者さんを次々と替える

と、同じ検査を何回も行い無駄なばかりか、薬が重なったりして危険なこともあるので、やめましょう。

国保税は忘れず納付を

口座振替は1回の手続きで確実に納税できます。

口座振替の依頼書は、市内の金融機関（郵便局を含む）と税務課、市民サービスセンターの窓口にあります。

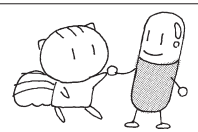
25日までの申し込みで、翌月納期分から口座振替納税できます。

▼納付はいつから

国保税は他の市町村から転入してきたときや職場の健康保険などをやめたときなど、国保の資格を得た月の分から納めていただきます。届け出をしたときからではありませんので、ご注意ください。

また、国保に加入している世帯主や世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則として年金からの天引きによる特別徴収で納めていただきます。

安価な後発医薬品



後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売された、先発医薬品と同じ有効成分や効果・効能をもつ安価な医薬品です。

安価な理由は新薬で膨大にかかる開発費を低く抑えられるためです。ジェネリック医薬品への変更は、医師や薬剤師に相談し、薬の特徴や医療費について説明を聞いて判断しましょう。今までの薬を一気に変更するのが不安なときは、試しに数日分を変更することも可能です。自分の意思を伝えるジェネリック医薬品希望カードは、健康課窓口でも配付しています。

なお、国保税については税務課民税係（☎内線125）に問い合わせください。

(9)

人間ドックの助成

人間ドック費用の一部を助成しています。

■国保加入者
対象 受診日に国保に加入している30歳から74歳で、国保税を滞納していない世帯に属する人。

助成額 2万5千200円

助成方法 ①市と契約している健診機関（人間ドック意向調査票に記載）で受診した場合は、人間ドック費用と助成金額の差額を健診機関の窓口で支払ってください。

②前記の①以外は、人間ドック

費用を全額支払い、後日助成申請をしてください。

必要なもの 申請書（健康課窓口（あり））、受診者名、受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書、人間ドック結果報告書、保険証、印鑑、通帳など振込先口座が分かるもの
申請・問い合わせ 健康課国民健康保険係（☎内線161）

■後期高齢者

対象 平成29年4月1日（平成30年3月31日）までに人間ドックを受診し、受診時に後期高齢者の人。

助成金額 1万円（上限）

必要なもの 申請書（健康課窓口（あり））、人間ドック受診の

こんなときは14日以内に市民課へ届け出ください

	状況	持ってくるもの
国保に加入	他市町村から転入してきた	転出証明書
	退職や認定取消などで他の健康保険をやめた	健保などの資格等喪失連絡票
	子どもが生まれた	印鑑、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止連絡票
国保を脱退	他市町村へ転出する	保険証
	他の健康保険に加入した	国保と健保などの保険証
	死亡した	印鑑、保険証
	生活保護を受けた	保険証、保護開始連絡票
その他	退職者医療制度に該当になった	年金証書、保険証
	住所、世帯主、氏名などが変わった	保険証
	保険証をなくした	本人確認できるもの（代理人の場合郵送）
	保険証の内容訂正または汚れた	保険証
	修学のため他市町村へ行く	保険証、在学の証明書

※届け出のときは、個人番号（マイナンバー）が分かる書類を持ってきてください。

領収書、保険証、印鑑、通帳など振込先口座が分かるもの（ゆうちょ銀行は振込先店名、預金種目、口座番号が必要）、人間ドックの受診結果
申請期限 平成30年4月2日（月）まで
申請・問い合わせ 健康課衛生係（☎内線164）

非自発的失業者に係る

国保税の軽減措置

倒産・解雇・雇止めなどの非自発的な失業のため社会保険を脱退し、国保に加入した人に対して国保税を軽減します。
対象者 次のすべての条件を満たす人。

①平成21年3月31日以降に失業した人。

②失業時点で65歳未満の人。

③雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職者）または特定理由離職者（雇止めなどによる離職者）であること。

※雇用保険受給資格者証の第1面「12 離職理由」欄に記載の離職理由コードが11、12、21、22、31、32、23、33、34の人が該当します。

軽減内容 国民健康保険税の所得割を算定する際に、非自発的

交通事故に

遭ったら

届け出を



交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

しかし、その負担（弁償）が不十分であったり、遅れたりする場合には、国保や後期高齢者医療制度の保険証を使って治療を受けることができます。

この場合、医療費を医療保険が一時的に立て替え、後から加害者に請求します。

保険証を使い交通事故などの

けがの治療を受けるときは「第三者行為による被害届」を提出してください。

届け出の際の注意 ▼加害者の住所、氏名、自動車損害賠償責任保険の加入の有無を確認しておく。▼交通事故証明書を取り寄せる。▼保険証と印鑑を持参する。

事故に遭ったときは ▼軽いけがだと思っても、必ず警察へ届ける。▼免許証、車検証、保険証などで相手を確認する。▼自動車のナンバーをひかえる。▼示談をする前に健康課国民健康保険係へ相談する（加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませると保険証は使えません）。

失業者の前年の給与所得を10分の30として算定します。

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

申請方法 国民健康保険証と雇用保険受給資格者証の原本を持参し、健康課窓口へ届け出てください。

不審電話に

注意して



市役所や社会保険事務所の職

市では、手続きをしていない人に口座番号を聞くことや、ATMに行つて操作をお願いすることは絶対にありません。

このような電話や訪問があったら健康課（☎内線163）または加茂警察署（☎52-0110）へ問い合わせください。



暮らしのカレンダー 7月・8月

7月 24 (月) 先勝	・公民館・市民体育館、民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日	31 (月) 友引	・民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日
25 (火) 友引	・温水プール休館日	8月 1 (火) 先負	・温水プール休館日
26 (水) 先負	・行政相談 市役所相談室 1 9:00~11:30 ・心配ごと相談 市役所相談室 4 9:00~16:00 ・公証法律相談 (社会福祉協議会 ☎52-6667へ予約) 市役所相談室 3 13:00~15:00	2 (水) 仏滅	・心配ごと相談 市役所相談室 4 9:00~16:00
27 (木) 仏滅	・読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00から ・読書会 市立図書館 13:30から	3 (木) 大安	
28 (金) 大安	・古典文学の集い・万葉集 市立図書館 10:00から	4 (金) 赤口	
29 (土) 赤口	・民俗資料館休館日	5 (土) 先勝	・心配ごと相談 上町コミセン 9:00~12:00 ・司法書士による無料法律相談 (予約は前日までに ☎47-1882へ/司法書士会三条支部相談員: 外山量一さん) 上町コミセン 9:00~12:00 ・映画鑑賞会 (一般) 「ホーム・スイートホーム」 市立図書館 14:00から ・民俗資料館休館日
30 (日) 先勝	☎休日当番医 鷺塚内科医院 ☎52-2054 9:00~17:00 ・総体 野球 (一般、壮年の部) 七谷野球場ほか 8:00から 水泳 市民プール 8:30から ・民俗資料館休館日	6 (日) 友引	☎休日当番医 田上診療所 ☎57-5015 9:00~17:00 ・総体 野球 (一般、壮年、中学生の部) 七谷野球場ほか 8:00から ・民俗資料館休館日

保健・衛生事業の日程は、健康カレンダーをご覧ください。

害鳥捕獲等を実施 関係者以外は入らないで

果実をムクドリ、カラスなどの食害から守るため、銃器による一斉捕獲等を実施しています。期間中は関係者以外は立ち入らないようご協力をお願いします。

期間 9月5日(火)までの、日の出から午前6時まで。

実施日 火、木、土曜日

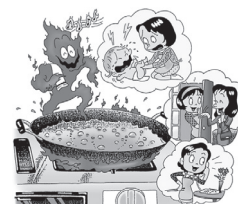
※ただし、10月31日(火)までは、日の出から日没の間、実施日のほかに臨時的に実施する場合があります。

区域 山島新田、加茂新田、須田地区の果樹地帯。

問い合わせ 農林課振興係(☎内線42)

注意して防ごう コンロ火災

コンロは毎日使う道具です。安全に使うため、次の点に注意しましょう。



- 調理中は離れない。調理中は、その場を絶対離れないでください。もし、離れるときは必ず火を消しましょう。
- コンロやその周りはきれいに。油污れは放置すると、コンロの火が燃え移る危険があります。特に、グリル内に肉や魚の油がたまったままでは危険なので掃除しましょう。

③電磁調理器も注意 電磁(H)調理器は火を使わないので安全と思われています。

しかし、誤った使い方や対応機器以外の調理器具を使うと火災のおそれがあります。ご注意ください。

問い合わせ 加茂地域消防署

(☎52-1770)

人口のうごき	7月1日	現在
世帯	10,300	(-1)
人口	27,936	(-33)
男	13,533	(-24)
女	14,403	(-9)
	()	内は前月比
	(6月異動分)	
出生	12 (男 5 女 7)	
死亡	35 (男 22 女 13)	
転出	44 転入 34	

サマージャンボ宝くじ 8月10日まで発売中

新潟県内で購入された宝くじの交付金は、市町村に配分され、明るく住みよいまちづくりに使われます。宝くじは市内で買しましょう。